



## 自転車乗車用ヘルメット 全年齢で着用努力義務化

(令和5年4月1日から)

自転車に乗車する人は、全ての年齢で「乗車用ヘルメットを着用するよう努めること」とされました。(罰則規定はなく、いわゆる「努力義務」です。)

※改正道路交通法 令和5年4月1日施行

### これまで

幼児・児童の保護者等は、ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。

### 対象

幼児・児童

(保護者の努力義務)



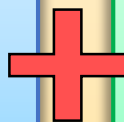
### 今後

自転車の運転者はヘルメットをかぶるよう努めなければならない。

### 対象

全ての自転車運転者(努力義務)

※他者を同乗させる場合も同様です



自転車の死亡事故では、頭部の負傷が致命傷になる割合が一番高く、非着用の場合、着用時と比べて**致死率が約2倍高**くなります。

ヘルメット着用状況別の致死率  
(H29～R3合計)

0.26%

着用

約2倍

0.59%

非着用



ヘルメットの有効性が一目でわかるよ！  
今すぐ左のQRコードをチェック♪

### 自転車安全利用五則

1. 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
2. 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
3. 夜間はライトを点灯
4. 飲酒運転は禁止
5. ヘルメットを着用



ツイッターもしています。フォローお願いします！【石川県警察交通安全情報@IP\_koutuu\_anzen】

【いぬわし君の交通安全Journal】

◇ 毎月1日、15日(土・日・祝の場合、翌平日)に新情報を配信します。

◇ 県警のウェブサイトにも掲載しています。

[www2.police.pref.ishikawa.lg.jp/](http://www2.police.pref.ishikawa.lg.jp/)

【交通安全ほっとストーリー】

投稿フォームはこちら

[www2.police.pref.ishikawa.lg.jp/inquiry/inquiry09/](http://www2.police.pref.ishikawa.lg.jp/inquiry/inquiry09/)

